

市・県民税の申告、所得税の確定申告はお早めに

申告書は自分で作って、郵送するのが便利です！

市・県民税の申告
2月12日(金)～3月15日(火)
問市民税課 ☎29998・90064

郵送の申告が便利！

郵送で申告すれば、混雑が予想される会場で待たずに済みます。特に、年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や平成27年中に収入がなかった方は郵送での申告が便利です。

申告が必要な方

左の「市・県民税の申告が必要な方チェック表」で確認してください。

申告書の入手

市・県民税申告書は、平成27年度と同申告書を提出した方に1月下旬ごろ郵送します。

市HP（「申告」で検索）でも市・県民税の申告方法をご案内しています



申告の受け付け・相談

7頁の「平成28年市・県民税申告相談日程表」をご覧ください。会場へ直接お越しください。

所得税の確定申告
2月16日(火)～3月15日(火)
問所沢税務署 ☎29933・9111
(自動音声案内で「0」を選択)

申告が必要な方

営業、農業、不動産などの所得合計額が所得控除額を超える方
給与収入が2千万円を超える方
2力所以上から給与の支払いを受け、年末調整をしていない給与収入が20万円を超える方
給与所得者で、給与以外の所得合計額が20万円を超える方
土地、建物、株式などを譲渡した方

税金が還付される方

給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除などを受けることができる方
平成27年の途中に就職・退職し、所得税が源泉徴収され、年末調整を受けていない方

所得税の還付申告は2月15日(月)以前でも受け付けています。

申告書の作成は国税庁HPで

国税庁HP (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書などが作成できます。e-Tax(国税電子申告・納税システム)または郵送で早めに提出してください。

送付先 〒359-8601 所沢税務署(申請案内窓口)

確定申告の手引きや申告書などは、国税庁HPで入手できます。

郵送で申告し、確定申告書などの「控」に税務署の受け付け印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒(住所・氏名を記載し、切手を貼付)を同封してください。

申告会場 所沢税務署(並木1-7)

相談時間 午前9時～午後5時

受け付け開始は午前8時30分です。申告書の作成には時間がかかるので午後4時ごろまでにお越しください。また、混雑状況により受け付けを早めに締め切ることがあります。

平日に都合がつかない方

所沢税務署は、2月21日(日)・28日(日)に限り、申告受け付け・相談を行います。混雑しますので、車での来署はご遠慮ください。

復興特別所得税額の記載漏れに注意！

平成25年から49年分までの各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付が必要です。記載漏れに注意してください。

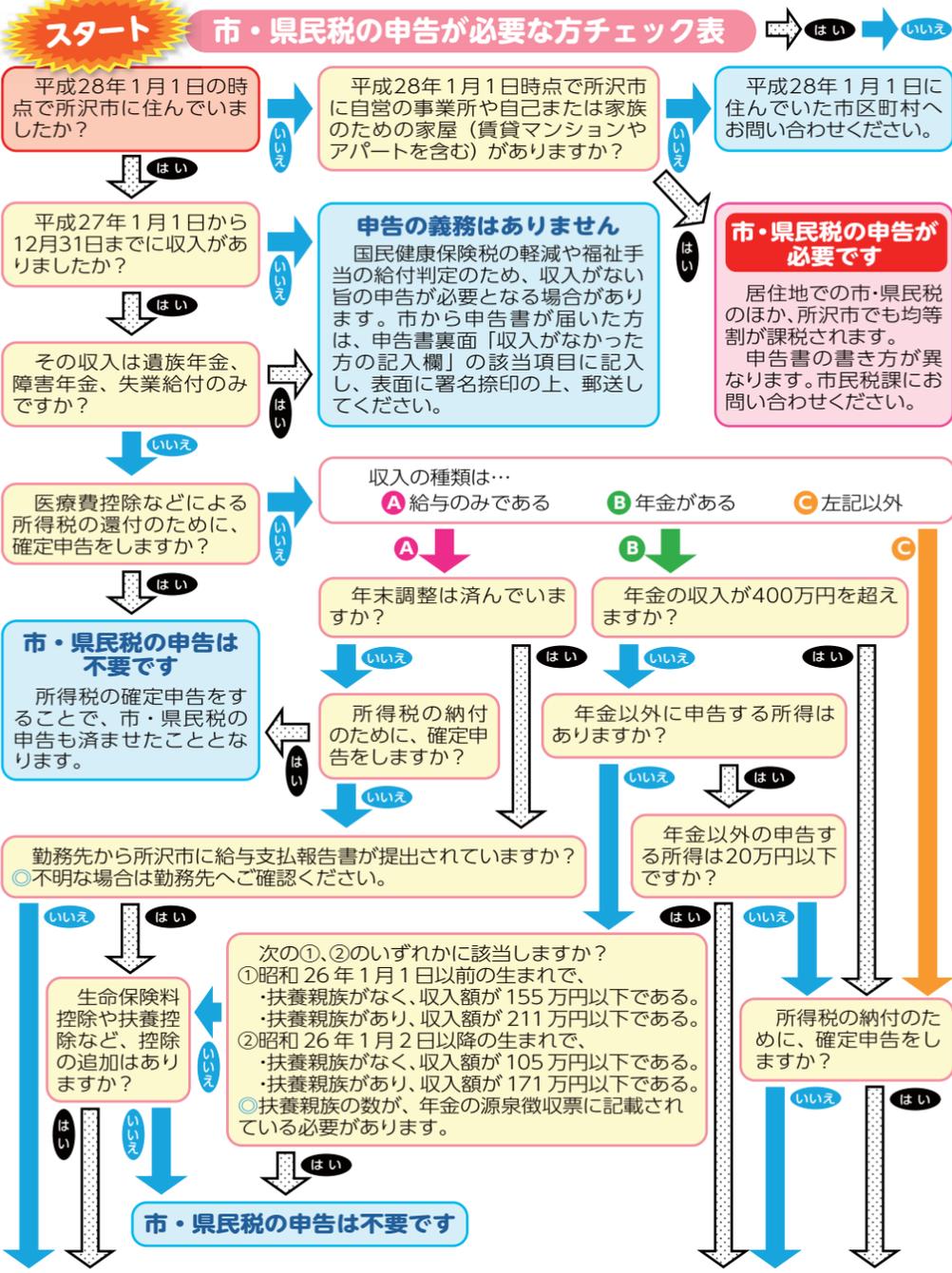
復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けた金額です。また、25年1月1日から49年12月31日までの所得から源泉所得税が徴収される場合は、復興特別所得税も併せて徴収されます。

年金受給者の確定申告不要制度

年金収入の合計額が400万円以下で、年金以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告は不要です。
【留意事項】
確定申告が不要でも、市・県民税で扶養控除、医療費控除などを希望する方は、市・県民税の申告が必要です。
所得税の還付を受ける、または確定申告が要件の控除(純損失や雑損失の繰越控除など)を受けるには、確定申告が必要です。

納税は口座振替で

①所得税・復興特別所得税②消費税・地方消費税(個人事業者)の納税は、金融機関の口座から自動的に納税する振替納税をご利用ください。
納期限 ①3月15日(火)②3月31日(木)
振替日 ①4月20日(水)②4月25日(月)
①口座振替依頼書に金融機関の届け印を押印の上、納期限までに税務署または金融機関へ提出
②口座振替依頼書は税務署、市役所2階市民税課、国税庁HPで入手できます。



市・県民税の申告が必要です

<申告に必要なもの>

- ①市・県民税申告書 (申告会場などにも用意していますが、市から郵送された申告書がある方は必ずお持ちください。)
- ②印鑑 (認め印など)
- ③給与収入・年金収入がある方は、平成27年分の給与や年金の源泉徴収票など
- ④平成27年中に支払った社会保険料 (国民健康保険・国民年金など) の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類 (身体障害者手帳など)
- ⑤営業等所得・不動産所得などがある方は、収入や経費がわかる帳簿など

●市・県民税では「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも、申告が必要です。
●国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には控除証明書の添付または提示が必要です。

会場に出向かずにOK！
郵送やe-Taxでの申告をオススメします